

令和3年(2021年)12月24日

関係各位

札幌市保健所

ノロウイルス食中毒注意報を発令しましたのでお知らせします。

ノロウイルス食中毒注意報発令

令和3年12月24日(金)から令和4年3月31日(木)まで

1 発令理由

札幌市感染症サーベイランス事業における感染性胃腸炎患者報告で、第48週の増加係数が1.24、第49週の増加係数が0.38、第50週の増加係数が1.65となり、増加傾向が継続しているため。

感染性胃腸炎患者が急増すると、その1~2週間後以降に、ノロウイルスによる食中毒が多発することが報告されています。

2 発令基準

(1) 感染症発生動向調査における定点医療機関から感染性胃腸炎の報告数の増加が次の条件となった場合

増加係数*が1.1以上を2週間連続又は、増加係数が3.0以上

※ 増加係数=前週からの報告患者数の増減/定点医療機関数

(2) 保健所長が特に必要であると認める場合

3 感染性胃腸炎報告状況

	期 間	報告患者数	定点あたり患者数	増加係数
第47週	11月22日~11月28日	61	1.65	—
第48週	11月29日~12月5日	107	2.89	1.24
第49週	12月6日~12月12日	121	3.27	0.38
第50週	12月13日~12月19日	182	4.92	1.65

4 注意報発令中の注意事項

- (1) 調理前やトイレの後の手洗いを徹底しましょう(石鹸等を使用して2回以上)。
- (2) 手洗いの後、使用するタオルは、ペーパータオル等清潔なものを使用しましょう。
- (3) まな板、包丁、ふきん等は、熱湯、塩素系漂白剤(次亜塩素酸ナトリウム)や亜塩素酸水を用いて消毒しましょう(一般的なアルコール消毒では効果が期待できません)。
- (4) 生食用でない二枚貝の生食は避け、食品は中心部まで十分に加熱しましょう。
- (5) 下痢、吐き気、おう吐、腹痛、発熱などの症状があるときは調理業務に従事せず、医療機関を受診しましょう。
- (6) 患者の便、おう吐物を処理した際には、ドアノブ等の塩素消毒も実施しましょう。
- (7) 乳幼児を中心に集団感染が発生しています。おむつを取り替えるときには使い捨て手袋を着用し、交換後の手洗いを徹底しましょう。

5 札幌市における食中毒発生状況

	令和3年 (11月30日現在)	令和2年 (同期)
発生件数	11件(0件)	27件(2件)
患者数	12名(0名)	147名(79名)

※カッコ内はノロウイルス食中毒

【照会先】札幌市保健所食の安全推進課 担当：木曾 TEL：622-5174